

2018年12月26日

各位

会社名 株式会社イグニス
 代表者名 代表取締役社長 銭 鋺
 (コード番号: 3689 東証マザーズ)
 問合せ先 執行役員 CFO 松本智仁
 (TEL 03-6408-6820)

第三者割当による新株式及び 行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2018年12月10日付の取締役会において決議いたしました、当社の代表取締役社長が共同で保有する資産管理会社及び当社取締役の一人を割当先とする、第三者割当による新株式（以下「本株式」といいます。）及び行使価額修正条項付第18回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2018年12月26日に、本株式及び本新株予約権に係る発行価額の総額（949,938,350円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

本株式及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2018年12月10日付プレスリリース「第三者割当による新株式及び行使価額修正条項付第18回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

<本株式発行の概要>

(1)	払込期日	2018年12月26日
(2)	発行新株式数	673,200株
(3)	発行価額	1株当たり1,411円 (本株式の払込総額949,885,200円)
(4)	資金調達額 (差引手取概算額)	943,885,200円(注)
(5)	募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下に記載する者（以下、個別に又は総称して「割当先(株式)」といいます。）に以下に記載する株数を割り当てます。 株式会社 QK 354,300株 株式会社 SK 269,300株 佐藤裕介氏 49,600株
(6)	その他	当社は、割当先(株式)との間でそれぞれ、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本株式に係る第三者割当契約（以下、個別に又は総称して「本第三者割当契約(株式)」といいます。）を締結する予定です。

(注) 資金調達額は、本株式に係る払込金額の総額から、本株式に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

<本新株予約権発行の概要>

(1)	割 当 日	2018年12月26日
(2)	発行新株予約権数	2,126個
(3)	発行価額	本新株予約権1個当たり25円 (本新株予約権の払込総額53,150円)
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数：212,600株(本新株予約権1個当たり100株) 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は988円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は212,600株です。
(5)	調達資金の額 (差引手取概算額)	298,031,750円(注)
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1,411円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、株式会社SY(以下「割当先(新株予約権)」)に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	その他	当社は、割当先(新株予約権)との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生效后に、本新株予約権に関する第三者割当契約(以下「本第三者割当契約(新株予約権)」)と締結する予定です。本第三者割当契約(新株予約権)において、割当先(新株予約権)は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された20取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨、及び行使許可がなされた場合には当該行使許可の対象となる本新株予約権につき行使を行わなければならない旨が定められます。 割当先(新株予約権)は、本第三者割当契約(新株予約権)の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

以上